

事 務 連 絡
令和2年4月27日

各都道府県バス協会
会長 様

公益社団法人日本バス協会
理事長 石指 雅啓

大型連休期間中のバス事業における対応について(周知依頼)

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局旅客課長より、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事宛てに発出された事務連絡「基本的対処方針の別添で掲げるホテル・宿泊等について」を受け、事務連絡がありました。

連休期間中の行楽を主目的とする宿泊に係る事業は、事業の継続が求められる対象とはならないものであり、観光地における定期観光バス、行楽を主目的とする貸切バスについては同様にご留意いただきたく、会員事業者に対して、当該事務連絡の内容とともに、各都道府県から大型連休期間中の営業について協力の要請があった場合には、各事業者の実情に応じ、適切にご対応いただくよう周知をお願いいたします。

以上